

令和6年10月25日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市湊しらとり保育園
指定管理者候補者選定委員会
委員長 愛澤 裕美子

会津若松市湊しらとり保育園指定管理者候補者の選定結果について（報告）

会津若松市湊しらとり保育園指定管理者候補者について、当委員会における審査の結果、別紙のとおり指定管理者候補者を選定したので、会津若松市湊しらとり保育園指定管理者候補者選定委員会設置要綱第2条第1項第4号の規定に基づき報告します。

選定結果報告書

会津若松市湊しらとり保育園
指定管理者候補者選定委員会

令和6年10月

- 1 施設名
会津若松市湊しらとり保育園
- 2 指定管理者候補者
団体名 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
代表者名 会長 武 藤 淳 一
主たる事務所の所在地 会津若松市追手町 5 番 32 号
- 3 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 ャ年）
- 4 委員会の開催状況
第 1 回 令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 2 時から
 - ・ 指定管理者制度説明
 - ・ 委員長の選任
 - ・ 応募要項・仕様書の協議
 - ・ 審査基準の協議
第 2 回 令和 6 年 10 月 3 日（木）午後 2 時から
 - ・ 候補者の申請状況
 - ・ 審査方法の確認
第 3 回 令和 6 年 10 月 25 日（金）午後 1 時から
 - ・ 申請者からのプレゼンテーション及び申請者へのヒアリング
 - ・ 審査及び採点
 - ・ 指定管理者候補者の選定
- 5 選定の進め方
審査基準及び配点をあらかじめ決定の上、申請者の資格要件について、提出書類を審査し、適合していることを事務局において確認することとした。
また提出された事業計画書と申請者からのプレゼンテーションやヒアリングの内容から「審査基準」により審査を行い、指定管理候補者を決定することとした。
- 6 申請者
令和 6 年 7 月 18 日から 9 月 17 日までを募集期間とし、公募した結果、以下の 1 者から申請があった。

所在地 会津若松市追手町 5 番 32 号
名 称 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
会長 武藤 淳一

7 審査結果

審査員の評価点の集計結果は別紙のとおりであり、「社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会」が、すべての基準項目ごとの合計において最低水準点を超えていた。これを踏まえ、当委員会において協議、検討を行い総合的に判断した結果、「社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会」を指定管理者候補者に選定した。

8 審査の講評

○湊しらとり保育園の園児は将来を担う子どもたちであることから、保育園を存続できるよう、市をはじめ、管理運営面で様々な支援をしていただきたい。

○湊地区でしかできない地域密着で、湊地区に住む子どもたちの未来を導いてくれるような保育に努められたい。

○保育内容において子どもたちが主体となるような保育を行っていただきたい。

○湊地区は人口減少が激しい地区ではあるが、社協のコミュニティを通すことでしかできないサービスや、湊地区でしかできないようなことをどんどん打ち出してほしい。

9 委員名

会津若松市湊しらとり保育園指定管理者候補者選定委員会（敬称略）

No.	区 分	所 属	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	会津大学短期大学部	教授	郭 小蘭
2	民間団体	会津若松商工会議所	総務課長	大橋 紀行
3	保育事業関係者	会津若松市保育所連合会	事務局長	愛澤 裕美子
4	地域住民及び 利用団体	湊区長会	会長	佐藤 喜美
5	会津若松市	健康福祉部	部長	山口 勝彦

湊しらとり保育園指定管理者候補者審査得点表 (会津若松市社会福祉協議会)

事業基準	事業計画書の項目	事業計画書記載内容 (評価項目)	配点	審査点合計	基準ごとの合計	基準ごとの配点
市民の平等な利用が確保できるものであること (指定手続条例第4条1号)	1. 団体の概要	1. 組織	50	42	141	175 (最低水準点105)
	2. 申請理由	2. 申請の理由	25	22		
	3. 管理運営の基本方針					
	(1) 管理の基本方針について	3. 管理運営全般についての基本概念	25	18		
		4. 関係機関や地域との連携	25	21		
		5. 法令の遵守	25	18		
	(2) 平等な利用の確保について	6. 利用者の平等利用ができる方策	25	20		
施設の適切な維持管理を図ることができるものであること (指定手続条例第4条第2号)	4. 施設の適切な維持管理				131	175 (最低水準点105)
	(1) 適切な維持管理について	7. 維持管理の基本方針	25	18		
		8. 施設管理の実績	25	19		
		9. 維持管理のための方策	25	18		
		10. 業務の効率化又は維持水準の向上	25	17		
	(2) 危機管理体制について	11. 日常の安全対策、事故・災害発生時の対応	50	42		
		12. 個人情報の保護	25	17		
施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービス向上を図ることができること (指定手続条例第4条第3号)	5. 利用者のサービス向上				160	225 (最低水準点135)
	(1) 利用者サービスの向上について	13. 供用日、供用時間及び料金設定	25	19		
		14. サービスの向上のための方策	25	17		
		15. 利用者ニーズの把握	50	36		
		16. 自主事業	25	21		
	(2) 利用促進について	17. 利用促進のための方策	25	16		
施設の管理経費の縮減が図られるものであること (指定手続条例第4条第4号)	6. 管理経費の節減				115	175 (最低水準点105)
	(1) 効率的・経済的な管理	19. 経費節減のための方策	50	32		
	(2) 収支計画書	20. 収支計画書				
		①節減程度と現実性	50	32		
定めた管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること (指定手続条例第4条第5号)	7. 管理運営体制				188	250 (最低水準点150)
	(1) 管理運営体制	21. 管理運営業務	50	38		
		22. 適正な労働条件の確保	50	36		
		23. 職員研修	50	34		
	(2) 経営状況	24. 経営状況	100	80		
合 計			1,000	735	735	1,000